

# 家畜衛生便り



No.312

平成28年4月26日

徳島県家畜防疫衛生センター  
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎  
徳島県吉野川市鴨島町麻植塚  
TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397

西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎  
三好郡東みよし町中庄  
TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページ URL  
[http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014\\_022000090/](http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014_022000090/)

ごあいさつ 所長 東城 孝良

4月1日付けの異動で新しく西部家畜保健衛生所長に就任いたしました東城と申します。畜産農家並びに畜産関係者の皆様におかれましては、日頃から家畜保健衛生所業務に特段のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、畜産を巡る情勢は、皆様もご承知のとおり、経営者の高齢化、後継者問題、畜産環境問題など長年の課題に加え、飼料価格や生産資材の高騰により収益性が低下するなど経営は厳しい状況が続いています。こうしたなか、我が国を取り巻く経済のグローバル化は急速に進展し、平成27年1月には日豪EPA協定が発効するとともに、平成28年2月には環太平洋パートナーシップ（TPP）協定参加12カ国が協定に署名し、協定発効に向けて各国の承認手続が始まりました。

県では、TPPを始めとした本県畜産業を取り巻く経済のグローバル化に柔軟かつスピード感を持って対応し、経営への影響を最小限にとどめ、意欲ある生産者の体質強化を支援することで、次代へと繋がる「足腰の強い『もうかる畜産業』の確立」を目指す、とする「とくしま畜産成長戦略」を策定し様々な施策を打っていくこととしています。

一方、家畜衛生関係では、昨年度は高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病は、国内での発生はなく平穏でありましたが、お隣の韓国や中国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が引き続き発生しており、我が国に何時侵入してもおかしくない状況が続いていおります。畜産農家の皆様におかれましては、常に飼養衛生管理基準の遵守に留意していただき伝染病侵入防止に努めていただくことが最も重要な対策であると考えます。

いろいろと厳しい状況ばかり申しましたが、畜産業は国民の食生活を支えるのは勿論のこと、地域の経済を支えている重要な産業です。地域の畜産業の発展のため微力ながら尽力いたしますので、よろしくお願いいたします。

## 平成28年度 西部家畜保健衛生所 職員

所長 東城 孝良 (畜産振興課から転入)

次長 岩佐 隆範

次長 小島 久美子 [美馬・三好担当]

### 衛生防疫第一担当 【吉野川庁舎】

課長補佐(リーダー) 阿部 敏晃

係長 山田 みちる (畜産研究課から転入)

係長 岡本 陽子

主任 紀川 将之

主任 藤本 貴大 (動物愛護管理センターから転入)

主任主事 松英 百合子

主任主事 森川 かほり (徳島家畜保健衛生所から転入)

主任主事 瀧田 裕子 (徳島家畜保健衛生所から転入)

主任主事 河見 博子

主事 可児 宏章 (新規採用)

嘱託獣医師 井内 民師

### 衛生防疫第二担当 【東みよし庁舎】

課長補佐(リーダー) 小倉 朋和

係長 富久 章子 (畜産研究課から転入)

主任 山口 智美

主任 森本 実奈子

主事 出口 達也 (新規採用)

嘱託獣医師 色原 豊彦

臨時職員 檜 泰将

### 『転出者・転出先』

森 直樹 定年退職

松尾 功治 徳島家畜保健衛生所 課長

北田 紫 徳島家畜保健衛生所 課長

中下 弘子 徳島家畜保健衛生所 主任

三宅 秀隆 徳島家畜保健衛生所 主任主事

大明 晃介 退職

松下 由里子 退職

高松 研介 任期満了により退職

八木 一夫 任期満了により退職

# ゴールデンウィークにおける防疫対策強化

ゴールデンウィークを迎え、海外との人や物の往来が増加するため、近隣諸国で発生している口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が侵入するリスクが高まっています。

畜産関係者の皆様におかれましては、下記の事項に注意し、改めて防疫対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

- 1 伝染病の発生地域への渡航は可能な限り自粛しましょう。  
どうしても渡航する場合には、以下の点に注意して下さい。
  - ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
  - ② 動物との不用意な接触を避けること。
  - ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
  - ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。
  - ⑤ 帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。
  - ⑥ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。  
やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒を徹底すること。
- 2 病原体の持込みを防止するため、衛生管理区域に必要な人や物を持ち込ませないようにしましょう。  
やむを得ない場合には、洗浄、消毒を徹底してください。
- 3 家畜伝染病に関する情報を集めましょう。  
家畜保健衛生所が発行する広報や国のホームページなどを活用して情報の把握に努めてください。  
○農林水産省ホームページ  
「空海港における水際検疫の強化について」  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine\\_beefup.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html)
- 4 家畜伝染病を広げないためには、早期発見・早期通報がとても大切です。  
毎日必ず家畜を観察し、少しでもおかしい時には、すぐにかかりつけの獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

<連絡先> 徳島県家畜防疫衛生センター  
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎 0883-24-2029  
東みよし庁舎 0883-82-2397

**家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。**

# 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは、近年、世界的流行が見られ、特に韓国や台湾では、本病の大きな発生が確認されています。

世界の野鳥における分離状況、渡り鳥の飛来ルート、近隣諸国の発生状況等を考慮すると、海外から我が国に本病ウイルスが侵入する可能性は非常に高いものと考えられます。

家きんを飼養される皆様方におかれましては、本病ウイルスの侵入防止対策を的確に実施していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

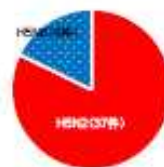
本病を疑う状況がありましたら、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

## 台湾の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況

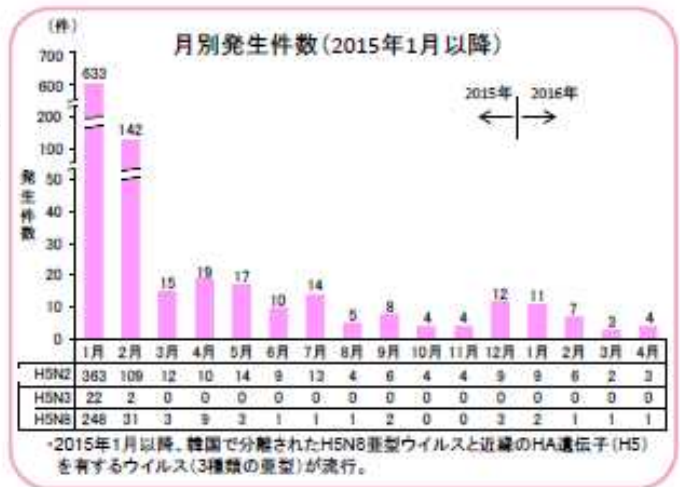
発生件数(2015年10月以降): 45件※



血清亜型別



家きん種別



※ OIEに報告された発生件数。なお、台湾当局発表の発生件数は、N亜型が未確定のウイルスによる発生等も含まれているため、本件数と一致しない。  
このほか、台湾当局発表情報(2015年12月28日時点)では、新北市において発生が確認されている。

出典: OIE, 台湾行政院農業委員会動物防疫檢疫局

2016年4月19日現在



# 豚流行性下痢(PED)の発生状況

平成27年9月以降，平成28年4月11日までに，14県95農場において，本病の発生が確認されています。

本病は糞便等を介して直接的又は間接的に経口感染します。



本病の発生予防及びまん延防止のため，下記の事項に注意してください。

- ① 飼養衛生管理基準の遵守の徹底
- ② ワクチンの適正使用
- ③ 畜産関係施設への入退場時に車両等の洗浄・消毒を実施

## 平成28年度定期報告書の提出について

○ 鶏・あひる・うずら等の家きんの所有者は，毎年2月1日時点の家畜の飼養状況（飼養頭数，畜舎数など）を記入した定期報告書を家畜保健衛生所に提出する義務があります。（家伝法規則第21条の2）

同封の書類にご記入いただき提出をお願いします。

提出期限：**平成28年6月15日**

（平成28年**5月末日**までに提出していただくと幸いです。）

- ① 定期報告書（基本情報：頭数など）
- ② 飼養衛生管理基準の遵守状況（自己チェック）
- ③ 添付書類：埋却地の有無・農場の平面図  
→ 変更がある場合のみ添付してください

※ 添付書類等について，不明な点があれば，家畜保健衛生所にお問合わせください。